

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月29日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：コンゴ民主共和国バナナーキンシャサ回廊（インガ成長回廊）を中心とした運輸・交通網にかかる情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：コンゴ民主共和国バナナキンシャサ回廊（インガ成長回廊）を中心とした運輸・交通網にかかる情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00503

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 7 月 29 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：コンゴ民主共和国バナナキンシャサ回廊（インガ成長回廊）を中心とした運輸・交通網にかかる情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年10月 ～ 2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定

本契約については、部分払いを想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 8 月 4 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 8 月 5 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 8 月 17 日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2026 年 8 月 21 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 9 月 4 日 10 時
8	評価結果の通知	見積書開封日から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/492fHNq9Jb>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用していきます。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙2「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加点（若手育成加点）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

コンゴ民主共和国西部のバナナ港、ボマ港、マタディ港、インガ地区及びキンシャサを結ぶバナナーキンシャサ回廊（インガ成長回廊）は、同国の物流、エネルギー及び産業開発を支える戦略的地域である。特に人口 2,000 万人を超えるキンシャサは国内最大の消費市場であり、食料品、日用品、建設資材及び燃料等の多くは同回廊を通じて供給されている。現在、海上貨物の大部分はマタディ港を経由しているものの、同港には貨物取扱能力や荷役効率の面で制約が存在する。一方、整備が進められているバナナ深水港は、大型コンテナ船の直接寄港を可能とし、物流効率の向上及び輸送コストの低減に大きく寄与することが期待されている。

また、同回廊が位置する中央コンゴ州は、農業及び鉱業の両面で高い開発ポテンシャルを有している。農業分野では、国内市場向け作物に加え、カカオ、コーヒー、パーム油等の輸出作物の生産適地であり、非鉱業分野の輸出振興及び経済多角化を推進する上で重要な地域となっている。さらに、キンシャサ市場への近接性を活かし、農産物加工をはじめとする食品産業や物流関連産業の集積・発展も期待される。

加えて、同地域には既存のインガ 1・2 水力発電所に加え、将来的に 3GW 以上の発電能力が想定されるインガ 3 水力発電開発計画が位置している。民間資金を活用した大規模水力発電開発を実現するためには、長期的かつ安定的な電力需要を確保し、事業の収益性を高めることが不可欠である。そのため、インガ 3 の開発と並行して、インガ成長回廊を中心とした地域開発を進め、新たな電力需要を創出していくことが重要となる。インガ 3 発電所の完成により大規模かつ安定的な電力供給が実現すれば、鉱物資源の単純輸出にとどまらず、選鉱・製錬をはじめとする鉱業関連産業や、農産物加工、食品加工等の製造業の立地・集積が促進されることが期待される。その結果、産業の高度化や雇用創出が進み、国内における付加価値創出の拡大及び経済の多角化につながることを期待される。

以上のように、インガ成長回廊においては、地域開発の中核となる港湾開発や大規模エネルギー開発が進められているものの、これらの潜在力を十分に発揮し、産業立地や物流機能の高度化につなげるためには、物流インフラの脆弱性が大きな制約となっている。特に、港湾、道路、鉄道及び内陸水運の各輸送モードが十分に連携しておらず、効率的かつ強靱な物流ネットワークが形成されていないことが課題となっている。

港湾分野では、現在もマタディ港が同国の海上物流の中核を担っているものの、コンテナ貨物及び一般貨物の増加に対し、貨物取扱能力や荷役効率の面で制約を抱えている。また、水深や航路条件に加え、船舶の大型化への対応にも限界があり、今後見込まれる物流需要の増加に十分対応できていない。さらに、ボマ港については歴史的に重要な港湾機能を有しているものの、近年は取扱貨物量が限定的であり、既存の港湾資産が十分に活用されていない状況にある。このため、港湾間の機能分担の最適化や既存港湾資産の有効活用が求められている。

道路分野では、キンシャサとマタディを結ぶ国道1号線が国内物流の大動脈として機能している一方、同道路を補完・代替する幹線道路網が十分に整備されていないことが大きな課題となっている。現在、首都圏向けの貨物輸送の大部分が国道1号線に集中しており、交通混雑や過積載車両等による道路損傷の進行及び維持管理費用の増加を招いている。また、事故、災害、大規模補修等によって同道路の通行に支障が生じた場合、代替輸送ルートが限定的であることから、首都圏への物資供給や港湾物流に大きな影響を及ぼすリスクを抱えている。加えて、バナナ深水港の供用開始に伴い貨物取扱量が増加した場合、国道1号線への貨物集中がさらに進むことが想定されるため、道路容量の拡充に加え、鉄道や内陸水運との機能分担を通じた物流の分散化及び代替物流ルートの確保など物流ネットワークの強靱化が重要な課題となる。

鉄道分野では、マタディーキンシャサ鉄道が本来、大量輸送を担う基幹インフラであるにもかかわらず、長年の保守不足による施設・設備の老朽化により、輸送能力及び定時性が大きく低下している。その結果、本来であれば鉄道が担うべき重量貨物や大量貨物の多くが道路輸送へ転換されており、物流コストの上昇及び道路への負荷増大を招いている。

このような状況を踏まえ、同国政府は国家戦略開発計画(Plan National Stratégique de Développement。以下、「PNSD」とする。)において、バナナキンシャサ回廊(インガ成長回廊)を優先開発地域として位置付け、バナナ深水港の整備を核としながら、港湾、道路及び鉄道を一体的に整備する方針を掲げている。しかしながら、将来の物流需要や地域開発の方向性を踏まえ、各輸送モードの役割分担や相互連携を整理した総合的な物流計画は未だ策定されていない。今後、同回廊においては、個別の港湾や道路等の整備に加えて、バナナ港、インガ地区の水力開発拠点、キンシャサ市場、農業生産地域及び将来的な産業集積地を有機的に結び付ける物流ネットワークを構築していく

ことが求められる。このため、地域全体の開発ビジョンに基づく総合的なインガ成長回廊物流マスタープランを策定するとともに、その実現に向けた優先輸送インフラ事業の形成・整備を支援することは、同回廊の物流機能強化のみならず、産業振興、雇用創出及び経済多角化を通じた地域の持続的な経済成長の実現に向けて有効であると考えられる。

第2条 調査の目的と範囲

コンゴ民主共和国における最重要回廊のひとつであるバナナーキンシャサ回廊（インガ成長回廊）の開発状況並びに物流の現状及びボトルネックに関する基礎情報を収集・分析し、中央コンゴ州における物流機能の強化に向けた総合物流マスタープラン（インガ成長回廊物流マスタープラン）の策定及び無償資金協力を念頭に置いた支援の可能性や内容を検討する。

なお、本調査では、キンシャサ特別州および中央コンゴ州を調査対象とする。

第3条 調査実施の留意事項

（１）総合物流マスタープランの必要性検討と早期の資金協力の形成に資する調査

本調査において抽出・検討する資金協力候補案件については、将来的にインガ成長回廊の総合物流マスタープランの策定支援が必要とされる場合、マスタープラン策定の調査における需要予測や物流・交通ネットワークの開発シナリオが一定程度具体化した段階で協力準備調査に着手することにより、マスタープラン策定と並行した案件形成の迅速化を図ることを想定している。

このため、本調査の実施にあたっては、将来的なマスタープラン策定と資金協力の円滑な形成が連動する可能性も考慮して、現時点で必要となる情報収集・分析を行うことに留意する。

（２）他ドナーや民間企業への情報共有を見据えた調査結果の取り纏め・資料の作成

本調査においては、水力発電、港湾、都市開発、産業開発等に関する他ドナー、民間企業及び政府の開発計画について情報を収集し、それらの計画と物流インフラとの関係性を整理する。また、現状の物流インフラの利用状況、輸送フロー及び物流ボトルネックについては、関係者が直感的に理解できるよう地図、図表、模式図等を活用した視覚的な整理・資料作りに努める。また、本調査の実施期間中においては、他ドナー、民間企業及び政府が推進する拠点開発や関連事業について、一方的な情報収集にとどまらず、本調査で得られた情報や分析結果を適宜これらの関係機関と共有し、相互の理解促進及び今後の連携可能性の向上に資するよう留意する。

(3) 相手国関係機関

本調査における主な相手国関係機関は以下のとおり²。

- グランドインガ開発促進機構 (Agence pour le Développement et la promotion du projet Grand INGA 。以下、「ADPI」とする。)
- インフラ・公共事業省 (Ministère des Infrastructures et Travaux Publics)
- 運輸・道路整備省 (Ministère des Transports, Voies de Communication et Désenclavement)

(4) 渡航制限

コンゴ民主共和国への現地渡航は、安全対策の観点からキンシャサ特別州および中央コンゴ州に限定する。

第4条 調査の内容

(1) 事前準備およびインセプションレポートの作成

既存の報告書・文献資料、学術論文、他ドナーによる調査・分析資料等を収集・レビューし、調査対象地域における地域開発の動向、物流インフラの現状及び開発計画を把握・整理する。特に、港湾、道路、鉄道、水力発電、都市開発及び産業開発等の相互関係に留意し、将来的な物流需要及び物流ネットワークの形成に影響を与える主要開発計画を整理する。

その上で、本調査の実施方針、調査手方法及び分析アプローチを検討し、現地調査項目を整理するとともに、インセプションレポート（案）を作成する。ドラフトの作成後、発注者に対して同レポートの内容を説明し、協議を行う。発注者との協議を経て、インセプションレポートを最終化し、先方政府関係者に対して説明を行う。

(2) 先方政府・関係機関への説明資料等作成

現地調査に先立ち、収集する必要のある関連資料、情報及びデータを整理し、ヒアリング対象機関、調査項目及び確認事項を明確化する。また、必要に応じて質問票を作成し、現地調査を効率的かつ効果的に実施するための準備を行う。あわせて、インセプションレポートに基づき、先方政府・関係機関向けの説明資料を作成する。これらの資料の作成に当たっては、事前に発注者と日本語または仏

² 第4条「調査の内容」に示す調査を実施する上で、ADPI やインフラ・公共事業省、運輸・道路整備省以外で必要なヒアリング先(他ドナー含)について、ヒアリング内容や必要性をプロポーザルで提案すること。

語で内容確認・協議を行い、その結果を反映したうえで、先方政府・関係機関向けには仏語で資料を準備する。

（３）既存地域開発・産業開発の現状と計画

調査対象地域について、以下の情報を収集・整理する。なお、各項目については、調査対象地域の状況のみならず、コンゴ民主共和国全体における位置付け（国家開発戦略上の役割、他地域との比較優位性・補完関係等）を把握できるように、必要に応じて全国レベルの情報についても併せて収集・整理する。

- 国家開発計画及び関連セクター計画
- 都市開発の現状及び開発計画
- 水力発電開発の現状及び開発計画（特にインガ水力開発計画）
- インガ成長回廊開発に係る開発構想・開発計画の内容および進捗状況
- 土地利用の現状及び将来計画
- 産業立地の現状及び将来計画（鉱山開発、農業開発、経済特区（Special Economic Zone（SEZ）・工業団地）
- 本邦企業を含む民間企業の活動状況、投資計画及び関心事項
- 社会経済指標（人口の現況及び将来予測、マクロ経済状況及び将来見通し、経済・産業構造等）
- 調査対象地域の開発に関連する各組織（中央政府、地方政府、公的機関等）の組織概要、所掌業務、組織体制、予算、人員、権限、課題、機関間の調整状況等

上記の情報については、物流需要の発生源及び将来的な物流需要を左右する要因として整理し、物流インフラ整備及び物流ネットワークの形成との関連性が把握できるよう取りまとめる。

(4) 物流・交通関連インフラの現状、計画と課題³

① 物流・交通分野に係る政策・計画

①—1 調査内容：

国家レベルおよび調査対象地域における物流・交通分野の政策、マスタープラン、セクター別開発計画（港湾、道路、鉄道等）について調査する。また、それらの計画における調査対象地域の位置付け、優先度、他地域との関係性を整理するとともに、計画間の整合性、実施状況、課題について把握する。

併せて、インガ成長回廊に関連する物流・交通分野の開発構想や事業計画について整理し、港湾、道路、鉄道、水力発電、都市開発及び産業開発との連関を分析する。

調査対象地域について以下②～⑥の内容について調査する。なお、調査対象地域の物流・交通システムがコンゴ民主共和国全体の物流ネットワークの中で果たしている役割・位置付け（国家開発戦略上の役割、他地域との比較・関係等）を把握できるよう、必要に応じて全国レベルの情報も収集・整理する。

② 主要港：バナナ港、マタディ港、ボマ港

②—1 調査内容：

- 港湾分野に関する政策、開発計画及び運用計画
- 港湾施設の整備・維持管理状況（岸壁、水深、荷役機械、コンテナターミナル等）
- 取扱貨物の現状・推移
- 沖待ち時間やコンテナ滞留時間等の荷役効率
- 港湾と道路、鉄道との接続性
- 港湾管理者や運営事業者等の組織体制、運営管理状況
- 民間事業者による投資状況や今後の投資計画
- 既存需要予測や関連調査の有無・内容
- 港湾間の機能分担並びに競合・補完関係
- 他ドナーの支援状況
- 港湾物流の主要ボトルネック（ゲート混雑、滞船、アクセス道路の混雑、通関手続き等）

³ ヒアリング調査、現地踏査、交通量調査、既存資料・統計データの分析等をどのように組み合わせて活用し、インガ成長回廊における物流上のボトルネックを特定・可視化するか提案すること。また、物流ネットワーク全体の観点から、資金協力の候補となり得るインフラ事業をどのような分析プロセスにより抽出し、優先順位付けを行うかについて提案すること。

③ 道路・橋梁：バナナ-マタディ間、マタディ-キンシャサ間、その他主要港、鉱山予定地、主要都市、SEZ 予定地、主要農業開発地域を連結する調査対象地の主要道路・橋梁

③—1 調査内容：

- 道路・橋梁に関する政策、開発計画
- 道路・橋梁の整備・維持管理、運営状況
- 主要道路における物流動向
- 既存の交通量データや関連調査の有無・内容
- 他ドナーの支援
- 物流上のボトルネック（渋滞箇所、交通安全上の危険箇所、検問、軸重制限、自然災害による通行止め等）

③—2 交通量調査：

1) 目的

バナナ-キンシャサ回廊における交通流動の実態を把握し、物流上のボトルネックを特定するとともに発注者による今後の支援方策及び資金協力案件の形成可能性を検討するための基礎情報を収集・整理する。

2) 調査内容

2) - 1 調査項目：

- 車種別断面交通量（物流車両の通行状況も可能な範囲で確認）
- 時間帯別交通量・交通混雑状況

2) - 2 想定調査地点：

以下の地点を候補として想定する。ただし、事前調査及び既存資料の分析結果を踏まえて、物流上のボトルネックとなり得る個所を整理した上で、発注者と協議のうえ最終的な調査地点を決定する。

i) マタディ港周辺：

- 港湾アクセス道路の交通状況・混雑状況の把握
- 港湾物流が周辺交通に与える影響の確認

ii) マタディ市内及び周辺主要道路：

- 都市部における通過交通及び貨物交通の把握

iii) キンシャサ市の周辺主要道路

- マタディ港やボマ港から首都圏へ向かう貨物流動の把握

④ 鉄道：マタディ-キンシャサ間の鉄道

④—1 調査内容：

- 鉄道分野に係る政策、開発計画、運用計画

- 線路、橋梁、トンネル、駅、信号・通信設備、車両基地等の鉄道施設の整備・維持管理状況及び老朽化の状況
- 鉄道の運営状況、運行状況（運行本数、所要時間、定時性、料金体系、サービス水準、利用者のニーズ等）
- 旅客輸送量・貨物輸送量の現状及び推移
- 港湾や道路、産業立地との接続性と物流ネットワーク上の役割
- 既存需要予測や関連調査の有無・内容
- トラックから鉄道へのモーダルシフトの状況・課題
- 他ドナーの支援
- 物流上のボトルネック（施設・設備の老朽化、運行能力不足、速度制限、荷役施設不足、港湾・道路との接続不良、組織・制度上の課題等）

⑤ 輸送インフラに係る関係機関

⑤―1 調査内容：

港湾、道路、鉄道をはじめとする輸送インフラの計画、整備、運営及び維持管理に係る中央政府機関、地方政府、公社・公的機関、民間事業者等を対象として、以下の事項について調査する。

- 組織概要及び所掌業務
- 組織体制、人員配置及び意思決定プロセス
- 予算・財務状況及び予算執行体制
- 関係法令、制度及び各機関に付与されている権限
- インフラ整備、運営及び維持管理に係る役割分担
- 計画策定、事業実施及びモニタリング体制
- 技術・財務・人材面における課題
- 機関間の調整・連携状況及びその課題
- 他ドナー及び民間企業との連携状況
- 官民連携（Public-Private Partnership（PPP）を含む民間活力活用の状況及び課題

また、インガ成長回廊における物流インフラの計画・整備・運営を推進する上で必要となる関係機関間の調整メカニズムや意思決定プロセスについて整理するとともに、将来的なインガ成長回廊の総合物流マスタープランを策定及び実施する上での体制上の課題について分析する。

⑥ 地域開発・産業開発と物流ネットワークの関係整理

上述（３）「既存地域開発・産業開発の現状と計画」と、（４）「物流・交通関連インフラの現状、計画と課題」に関する調査結果を統合し、地域開発、産業開発及び物流ネットワークの関係性を俯瞰的に把握できるマップを作成する。

当該マップには、主要港湾、道路、鉄道、水力発電施設、都市開発地域、鉱山開発地域、農業開発地域、SEZ・工業団地等の位置及び相互の関係性を整理するとともに、物流フロー及び物流上のボトルネック（輸送能力不足、混雑箇所、接続性の課題等）を視覚的に表現する。

また、将来的な開発計画を反映した場合の物流ネットワークの変化や想定される課題についても予備的な整理を行うことで、関係機関が地域開発と物流インフラ整備の関係を直感的に理解し、物流の総合計画の要否や内容を議論できるような資料として取りまとめる。

（５）資金協力候補案件およびインガ成長回廊の総合物流マスタープラン策定支援の検討

①資金協力候補案件の検討

（３）、（４）の調査を通じて把握した現状の物流におけるボトルネックを分析し、発注者による資金協力の候補となり得る物流インフラ案件を３件程度発注者に提案する。⁴なお、詳細分析の対象とする候補案件を選定するにあたっては、受注者は事前に課題及び対応策に関する仮説を整理した上で発注者と協議を行うものとする。

各候補案件については、以下の点を整理する。

- 概要・コンセプト図
- 政府の開発計画や現在の物流上の位置づけ
- 概算事業費（単位距離／面積、その他の基本的な物理的パラメータに基づいて算出するレベル）
- 事業スケジュール
- 事業効果（社会経済効果に加え、本邦裨益の観点を含む）
- 既往類似案件や JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業（JICA Business Support Program for Small and Medium Enterprises and SDGs (JICA BIZ)、新技術情報提供システム（New Technology Information System (NETIS)）を参照した本邦技術の活用可能性

⁴ ヒアリング調査、現地踏査、交通量調査、既存資料・統計データの分析等をどのように組み合わせて活用し、インガ成長回廊における物流上のボトルネックを特定・可視化するか提案すること。また、物流ネットワーク全体の観点から、資金協力の候補となり得るインフラ事業をどのような分析プロセスにより抽出し、優先順位付けを行うかについて提案すること。

- 環境社会配慮の留意事項
- 案件候補が協力準備調査へ移行することを念頭に、追加調査が必要となる事項

②インガ成長回廊の総合物流マスタープランの必要性・実施前提調査

以下の情報について調査・収集する。

- 調査対象地域の地形図等の基本図面、地理情報システム（Geographic Information System (GIS) データ、地図情報関連データの活用可能性及びこれらデータ。
- マスタープランの策定主体や承認者といった基礎的な情報。
- 交通量調査（路側調査や Origin-Destination 調査、物流業者へのインタビュー等）について、現地再委託を想定すべき内容、および現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価及び概算費用に関する情報。

また、本調査で把握したインガ水力開発、バナナ深水港開発、鉱山開発、農業開発等の大型開発事業の動向が中央コンゴ州の将来物流シナリオに大きな影響を受けることを踏まえ、当該地域における物流インフラの総合計画の必要性について整理を行う。具体的には、大型開発事業（水力発電開発、バナナ深水港開発、鉱山・農業開発等）の進捗や投資実現の程度に応じた1つまたは複数の将来物流シナリオの予備的な検討を実施する。その上で、戦略的な物流インフラ整備計画の検討を行う意義や総合計画の不在により生じ得る課題を整理し、総合物流マスタープラン策定の前提条件を明らかにする。

加えて、将来的な計画検討において適用可能な交通需要予測及び物流ネットワーク検討手法、その他必要な調査項目について整理し、発注者に提案する。

なお、発注者は本検討結果を踏まえ、将来的な物流マスタープランや資金協力の可能性に関する先方政府との意見交換を実施する予定であり、受注者はその実施に必要な資料作成及び技術的支援を行う。

（６）最終報告書の作成

業務全体を総括し、最終報告書を作成する。最終報告書の目次案は以下のとおりであるが、最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定する。

1. 調査の概要
 - 1－1 調査の背景・概要
 - 1－2 調査団の構成と調査行程
2. コンゴ民主共和国の概況
 - 2－1 社会経済状況
 - 2－2 国家開発計画および関連地域開発計画と開発状況
 - 2－3 物流・交通計画（上位計画）と開発状況
3. キンシャサ特別州・中央コンゴ州の概況
 - 3－1 社会経済状況
 - 3－2 開発計画および関連地域開発計画と開発状況
 - 3－3 各物流・交通インフラの現状と課題・物流ボトルネック
4. 資金協力の候補案件
 - 4－1 案件候補の概要・コンセプト図
 - 4－2 政府の開発計画や現在の物流上の位置づけ
 - 4－3 概算事業費
 - 4－4 事業スケジュール
 - 4－5 事業効果
 - 4－6 環境社会配慮の留意事項
 - 4－7 今後協力準備調査において調査すべき項目
5. インガ成長回廊の総合物流マスタープランの予備的検討
 - 5－1 物流マスタープラン策定の必要性和調査内容に関する提言
 - 5－2 将来物流シナリオ案

第5条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

報告書等の名称	提出時期	部数および形式、言語
業務計画書	契約締結後10営業日以内	電子データ、和文
インセプションレポート	業務開始時に発注者と協議し決定する	日本語、仏語 電子データ
業務進捗報告書 (内容は、第一次現地調査の結果概要と「(5) 資金協力候補案件およびインガ成長回廊の総合物流マスタープラン策定支援の検討」の「①資金協力候補案件の検討」における物流の課題及び対応策に関する仮説と資金協力候補、とする)	第一次現地調査後	日本語 電子データ
ドラフト・ファイナルレポート	業務開始時に発注者と協議し決定する	日本語、仏語 電子データ
ファイナルレポート	契約履行期間の末日とする	日本語：製本1部 仏語：製本4部 両言語を納めたCD-R 3枚

- ・ 本業務を通じて収集・作成した資料、議事録及びデータは項目ごとに整理し、発注者様式による収集資料リストを付して、契約履行期間の末日までに発注者に提出する。
- ・ 最終報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide.pdf)

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	第4条「調査の内容」に示す調査を実施する上で、必要なヒアリング先（他ドナー含）と調査内容について提案すること。	第3条 調査実施の留意事項 (3)
2	ヒアリング調査、現地踏査、交通量調査、既存資料・統計データの分析等をどのように組み合わせて活用し、インガ成長回廊における物流上のボトルネックを特定・可視化するか提案すること。また、物流ネットワーク全体の観点から、資金協力の候補となり得るインフラ事業をどのような分析プロセスにより抽出し、優先順位付けを行うかについて提案すること。	第4条 調査の内容 (4)、(5)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：物流マスタープランに関する各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 2 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：コンゴ民主共和国及びアフリカ地域
- ② 語学能力：英語（仏語が出来ると望ましい）

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

現地調査の実施回数は2回を想定し、『第2章 特記仕様書』『第3条 調査実施の留意事項』『第4条 調査の内容』を実施する上で必要な業務の工程を組んでください。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途 約10.16人月

2) 渡航回数の目途 延べ10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 交通量調査

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 無し

2) 公開資料

➤ 無し

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コンゴ民主共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

70,052,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（8,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	交通量調査	第3章 プロポーザル 作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	8,000,000 円	調査費一式	現地再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)